

表所スルモノニシテ如斯事蹟ヲ認定シテ迄天合同ノ必要ヲ認めズ
テ該事項ノ不合理的ナルヲ痛罵シ到底合同不可成ナル事ハ明カ
淺ク由ナルヲ相互譲歩スルニテラサレハ復又合同ニ一頓控ヲ求ス
模様ナリ

決議事項

- 一 海員共同救済会ト日本海員組合ト合同スルコト
- 二 海員組合ハ三部ニ分チ甲 機関 司厨部 トシテ事務ヲ
ヲ分劃スルコト
- 三 役員ハ該各部署ヨリ選出スルコト
- 四 組合員ノ救済事業ハ現法人団体タル救済會ヲ以テ海員
ノ救済部ト為スコト
- 五 海員組合ノ副組合長ハ一名トシ組合長ノ推選トス他ニ部
長三名ヲ置キ各部署於テ選舉スルコト

六 役員ハ各部均衡ヲ保ツコト

七 救済會員ハ合同ト共ニ海員組合ニ加盟スルコト

八 海員組合ノ組合長ヲ以テ救済會ノ副會長ニ推選スルコト

九 海員組合ノ役員一名ニ付救済會トテ合同ニテ及ニ事務
兼司スルコト

十 民法ノ条文ニ依テ於テ救済會ノ定款ヲ訂正
スルコト

(八月一日
計大子川書)

(二) 大日本労働者教育會ノ解散

會會ハ大正九年九月五日労働者教育振興ノ旨組織セルモ何事
若ク見ハキモノナリシカ各月十五ヨリ石川之文堅町會館ヲ以テ長
野谷花方ニ役員會ヲ開キ協議ノ結果解散ニ決シ其旨會員一同